みんなでつくる、より良い白馬村

白馬村自治基本条例

令和8年9月30日施行

まちづくりの基本的なルールを定めました



白馬村キャラクター
ヴィクトワール・シュヴァルブラン・村男Ⅲ世

自治とは…

自分たちに関することを自らの責任において処理することです。
本条例では、「村民、村議会及び村長等が主体となって、まちづくりを自ら考え運営すること」と定めています。

制定の趣旨

白馬村は、国内外から多くの来訪者を迎える国際的な観光地として発展してきました。一方で、急速な少子高齢化や定住人口の減少、地方分権やグローバル化の進展、生活様式や価値観の多様化など、社会情勢は大きく変化しています。村が自らの判断と責任で地域の実情に即したまちづくりを推進することが求められています。
また、地域には身近な課題も多く、村民の村政への参加を広げるとともに、様々な主体が自主的・自発的に活動し、それぞれの立場からまちづくりに取り組むことが重要です。
そこで、まちづくりの基本的なルールを定め、一人ひとりが主体的に地域の未来を担う「自治」の理念を共有し、村民・議会・行政など多様な主体が役割を分担しながら白馬村らしいまちづくりを進め、村民が幸せに暮らし続けられる持続可能な白馬村を次世代に引き継いでいくことを目的として、本条例を制定しました。

■ 自治の基本原則

※「参画」とは、できたものに関わるのではなく、つくるところから関わることを指します。

参 画
村民は、村政に積極的に参画します。
村は参加しやすい環境整備に努めます。

協 働
多様な主体が知見や能力を持ち寄り、協働してまちづくりに取り組みます。

情報共有
村は、村政に関する情報を適時・適切にわかりやすく伝えます。

尊 重
地域の歴史・文化・自然環境や多様な人々の人権を尊重します。

■ 自治によるまちづくりの重点分野

- 自然環境の保全と景観形成
- 安全・安心なまちづくり
- 教育環境の充実
- 観光まちづくり

■ それぞれの役割

住みやすい村にするためには、行政だけがまちづくりに取り組むのではなく、村民一人ひとりが当事者意識を持ち、みんなで考えて行動することが大切です。
本条例では、それぞれの主体の権利・役割・責務を定め、役割を分担しながら連携・協働して自治を推進することを定めています。

※ 本条例では、「村民」を村内に住所を有する人だけでなく、村内に通勤・通学する人や村内で事業活動・公益増進に取り組む人と位置付けています。

村民
- 自治の主体・まちづくりの担い手として、村政に参加する。
- 次世代に配慮して持続可能な社会の実現に向けて行動する。
- 自主的に行政区に加入して地域活動に参加する。
- 住民同士の連携を深め、地域課題の解決に取り組み、住みよい地域社会を維持・発展させる。

行政区
- 村政の円滑な運営に協力する。
- 相互扶助の精神に基づき地域課題を解決し、地域福祉の向上と安全・安心なまちづくりに努める。
- 住民が加入・活動しやすい環境づくりに努める。

こども
- 一人の人間として尊重され、健やかに成長し、幸福な生活を送る権利を有する。
- 年齢・発達の程度に応じて、自らの意見を表明する権利と地域社会に参画する権利を有する。

高齢者
- 知識・経験・能力を活用して地域社会の発展に貢献する。
- 地域の歴史・文化・生活の知恵を次世代へ継承する。
- 住み慣れた地域で安心して暮らし、生きがいを持って地域生活を営む権利を有する。

議会
- 村政の最高意思決定機関として公平かつ公正に政策等を決定する。
- 村政を監視・評価する。
- 議会活動に関する情報を村民に共有する。
- 村民の意思の把握に努め、政策立案・政策提言を行う。

協働
自治の主体

村長等（行政）
- 公正かつ誠実に村政を運営し、自治に基づくまちづくりを推進する。
- 村政に関する情報をわかりやすく提供し、村民の意見を把握して村政に反映させる。
- 財源の確保に努め、計画の策定・評価を行う。

事業者
- 地域の一員として地域との調和を図り、地域資源の保全・活用に努める。
- 行政区等と協力してまちづくりに積極的に参加する。

■ みんなでまちづくりに参加しよう！

① まずは知ることから始めてみよう



- ✓ 広報はくば・議会だよりなどを読む
- ✓ 白馬村行政公式ホームページを見る
- ✓ 白馬村公式LINEに登録する
- ✓ 防災無線のお知らせを聴く
- ✓ 村が主催する行事・講座に参加する

② 活動・実践しよう



- ✓ 行政区の活動に参加する
- ✓ 行政区の役員を引き受ける
- ✓ 環境保全活動に参加する
- ✓ ボランティア・支え合い活動をする
- ✓ イベントやサークル活動で交流する
- ✓ 地域の課題や将来について家族や村民同士で話す

③ 意見を村政に届けよう



- ✓ アンケートに回答する
- ✓ ワークショップ・懇談会に参加する
- ✓ 審議会等の公募委員に応募する
- ✓ パブリックコメントで意見を提出する
- ✓ 地域の課題を議員や役場に相談する

■ 条例の見直し

白馬村自治基本条例は、施行日から5年以内に村民の意見を聴いた上で、社会情勢等の変化を踏まえ、村の実情に適合しているか検証し、必要に応じて条例を改正します。

白馬村自治基本条例

前文

私たちのまち白馬村は、雄大な北アルプスの山々に抱かれ、四季折々の美しい山岳景観と清らかな水資源をはじめとする豊かな自然環境に恵まれています。先人たちは、時に厳しいこの自然環境と共生しながら、地域に根付いた伝統文化を伝承し、相互扶助の精神をもって持続可能な地域社会を築き上げてきました。また、登山やスキーを契機として多くの来訪者を迎え、素朴でありながらも温かくもてなしてきた民宿の文化は、本村に脈々と息づく精神風土として深く定着しています。

しかしながら、近年の急速な国際化、移住者の増加に伴う価値観の多様化、更には少子高齢化や人口減少といった社会構造の変化により、長らく受け継がれてきた住民自治や地域社会のあり方を考え直す大きな転換期を迎えています。

私たちは、この豊かな自然及び先人が築いてきた誇りある伝統文化を確実に次世代へ継承し、多様性を尊重し、誰もが安心して暮らすことができる包容力のある地域社会を築いていかなければなりません。ここに、一人ひとりが主体的に地域の未来を担う「自治」の理念を共有し、村民、村議会及び村長等がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に補完し合い、緊密に協働してまちづくりを推進するため、本村の自治の基本原則を定め、この条例を制定します。

白馬村自治基本条例の条文等は、
白馬村行政公式ホームページに
掲載しています。
（白馬村役場総務課でもお渡しします）

白馬村役場　総務課

〒399-9393　白馬村大字北城7025番地
TEL：0261-72-7002 / FAX：0261-72-7001
E-mail：kikaku@vill.hakuba.lg.jp

詳しくは
こちら

白馬村行政公式ホームページ
自治基本条例